

燕市・弥彦村統合浄水場等整備事業

募集要綱

【令和元年 10 月 4 日 変更版】

令和元年 8 月

燕・弥彦総合事務組合水道局

【募集要綱】

目 次

第1章 募集要綱の位置づけ	1
第2章 本事業の概要	2
2.1 事業の目的.....	2
2.2 事業名称.....	2
2.3 事業箇所.....	2
2.4 事業主体.....	2
2.5 事業方式.....	2
2.6 選定方式.....	2
2.7 対象施設.....	2
2.8 業務範囲.....	5
2.9 事業期間.....	7
2.10 見積上限価格.....	7
2.11 遵守すべき法制度等.....	7
2.12 本組合による事業の実施状況のモニタリング.....	9
第3章 プロポーザル応募の手続等	10
3.1 募集等のスケジュール.....	10
3.2 応募者の構成	10
3.3 事業スキーム	11
3.4 プロポーザル応募に関する手続き	12
3.5 プロポーザル応募に関する留意事項.....	15
3.6 担当窓口.....	17
第4章 応募者の備えるべき応募資格要件	18
4.1 応募者の応募資格要件.....	18
4.2 設計企業に必要な資格要件	18
4.3 土木建築企業に必要な資格要件	19
4.4 機械設備企業に必要な資格要件	20
4.5 電気設備企業に必要な資格要件	21
4.6 維持管理企業に必要な資格要件	21
4.7 地元企業に必要な資格要件	21
4.8 応募者の制限	22
4.9 応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い.....	22
第5章 プロポーザル応募時の提出書類.....	23
5.1 応募資格審査書類.....	23
5.2 提案書類.....	24
第6章 事業者の選定方法.....	28

6.1 応募資格の審査.....	28
6.2 提案書類の確認.....	28
6.3 提案価格・基礎審査	28
6.4 選定委員会.....	28
6.5 プレゼンテーションの実施	29
6.6 提案内容の審査.....	29
6.7 最優秀提案者等の選定.....	29
6.8 優先交渉権者の決定	29
6.9 審査結果の通知及び公表.....	29
第7章 本組合と事業者の責任分担	30
7.1 基本的考え方	30
7.2 予想されるリスクと責任分担.....	30
第8章 契約に関する事項.....	31
8.1 契約手続き	31
8.2 契約の枠組み	31
8.3 契約保証金.....	32
第9章 提供されるサービスに対する対価の支払い.....	33
9.1 費用の構成.....	33
9.2 費用の調達.....	33
9.3 費用の支払方法.....	33
9.4 物価変動による工事費の変更.....	33
9.5 設計建設業務で予定している財源内訳	35
9.6 運転維持管理業務で予定している財源内訳.....	35

第1章 募集要綱の位置づけ

燕市・弥彦村統合浄水場等整備事業募集要綱（以下、「募集要綱」という。）は、燕・弥彦総合事務組合（以下、「組合」という。）が「燕市・弥彦村統合浄水場等整備事業」（以下、「本事業」という。）をDBO（Design Build Operation）方式により実施し、公募型プロポーザル方式を用いて募集及び選定する際、プロポーザル応募者（以下、「応募者」という。）を対象に交付するものである。なお、募集要綱と実施方針に相違がある場合は、募集要綱に規定する内容を優先する。

また、以下の文書は募集要綱と一体のものである。

- (1) 要求水準書
- (2) 事業者選定基準
- (3) 提出書類作成要領及び様式集
- (4) 基本協定書（案）
- (5) 基本契約書（案）
- (6) 設計・建設業務請負契約書（案）
- (7) 運転維持管理業務委託契約書（案）

第2章 本事業の概要

2.1 事業の目的

燕市・弥彦村の既存4浄水場は、建設から40年から50年以上経過していることから、施設・設備の老朽化が進み、また、耐震性能にも懸念がある。さらに、施設能力は、建設当時において計画された給水量によるものであり、現在及び将来の水需要の減少動向を見据えると、ダウンサイジングによる効率性の向上が求められるところである。

これらを踏まえて、本事業では、令和7年度の供用開始を目標に、既存4浄水場施設を両市村全体で1箇所にも再構築し、浄水処理方式に膜ろ過方式を採用した統合浄水場を整備することを目的とする。また、統合浄水場整備に伴い、吉田浄水場を吉田送配水場に、弥彦浄水場を弥彦送水場にそれぞれポンプ場として改修する。

2.2 事業名称

燕市・弥彦村統合浄水場等整備事業

2.3 事業箇所

燕市及び弥彦村 一円

2.4 事業主体

燕・弥彦総合事務組合 管理者 燕市長 鈴木 力

2.5 事業方式

本事業は、提案書に基づいた設計・施工・維持管理を一括して発注するDBO方式で実施する。なお、対象施設の建設に関しては、厚生労働省の交付金を受けることを予定しており、本事業の受注者（以下、「事業者」という。）は、交付金申請等に伴う資料作成等を行う。設計及び建設に必要な資金については本組合が調達する。

2.6 選定方式

本事業は、本浄水場等に関する設計・施工・維持管理に係る技術提案を公募し、民間事業者の新技术などの活用、創意工夫や多様な技術提案の審査を行い、最も優れていると認められたものを特定する「公募型プロポーザル方式」で実施する。

2.7 対象施設

本事業の整備対象施設の概要は表 2-1 に示し、運転維持管理対象施設の概要は表 2-2 に示すとおりとする。

表 2-1 整備対象施設の概要

整備対象施設			摘要
1. 統合浄水場 取水塔 (新設)	1-1	取水施設	機械・電気設備を対象とする。 土工事は別途工事とする。
2. 統合浄水場 (新設)	2-1	導水施設	浄水場敷地内における導水管及び沈砂池を設置する。
	2-2	浄水施設	膜ろ過施設とする。 なお、膜ろ過を行うために必要となる前・後処理、薬品注入等の施設も含む。
	2-3	配水施設	浄水場内に配水池を新設し、配水池から燕市内（燕配水区域、分水配水区域）直送系のポンプ施設を設置する。
	2-4	送水施設	浄水場内の配水池から吉田送配水場に送水するためのポンプ施設を設置する。
	2-5	排水処理施設	浄水施設で発生する汚泥を濃縮、脱水・乾燥させる施設を設置する。脱水施設は、天日乾燥方式とする。
	2-6	電気計装設備	受変電設備、取水、導水、浄水、送配水、排水処理に必要な電気設備、自家発電設備、計装設備、中央監視設備を設置する。
	2-7	場内配管	導水管（別途工事で布設）接続点～沈砂池までの接続管、各浄水施設の連絡管、配水池～送配水管（別途工事で布設）接続点までの接続管、各排水処理施設の連絡管等を整備する。
	2-8	管理棟	監視室、事業者事務所、電気室等を収容した建屋を設置する。膜ろ過棟との合棟とすることも可とする。
	2-9	膜ろ過棟	膜ろ過設備等を収容する建屋を設置する。 管理棟との合棟とすることも可とする。
	2-10	送配水ポンプ棟	配水施設及び送水施設等を収容する建屋を設置する。 管理棟、膜ろ過棟との合棟とすることも可とする。
	2-11	水道庁舎	水道局職員の庁舎を設置する。
	2-12	応急給水設備	災害時の応急給水設備を設置する。
	2-13	付帯施設	雨水調整池、場内整備及びITV設備等を設置する。
3. 吉田送配水場 (改修)	3-1	吉田第2配水池	本組合が実施した耐震診断の結果に基づく耐震補強工事を実施する。
	3-2	吉田第3配水池	既設流用とする。
	3-3	配水施設	場内の配水池から吉田配水区域へ配水するためのポンプ施設を設置する。
	3-4	送水施設	場内の配水池から弥彦送水場へ送水するためのポンプ施設を設置する。
	3-5	塩素注入設備	吉田送配水場での追加塩素注入設備を設置する。
	3-6	電気計装設備	受変電設備、送配水に必要な電気設備、計装設備、自家発電設備を設置する。また、統合浄水場から監視制御可能な設備とする。
	3-7	ポンプ井	場内にポンプ井を設置する。
	3-8	送配水ポンプ棟	配水ポンプ、送水ポンプ、塩素注入設備及び電気計装設備等を収容する建屋を設置する。

	3-9	付帯施設	場内整備等を実施する。
	3-10	吉田第 1 配水池	本事業において撤去する。
4. 弥彦送水場 (改修)	4-1	送水施設	既存の送水ポンプ設備を更新する。
	4-2	塩素注入設備	弥彦送水場での追加塩素注入設備を設置する。
	4-3	電気計装設備	受変電設備、送水に必要な電気設備、計装設備、自家発電設備を設置する。また、統合浄水場から監視制御可能な設備とする。
	4-4	設備棟	塩素注入設備及び電気計装設備等を収容する建屋を設置する。
	4-5	送水ポンプ棟・ポンプ井	既設流用とする。
	4-6	付帯施設	場内整備等を実施する。

表 2-2 運転維持管理対象施設の概要

	施設・設備	住所
1. 場内施設	統合浄水場	燕市笈ヶ島 4713 地内
	統合浄水場取水塔	燕市笈ヶ島 4713 地先
2. 場外施設	吉田送配水場	燕市吉田西太田 35-1
	弥彦送水場	西蒲原郡弥彦村大字浜首 1545-1
	弥彦村高区配水池	西蒲原郡弥彦村大字上泉 1877
	弥彦村低区配水池	西蒲原郡弥彦村大字井田 2799
	国上加圧ポンプ場	燕市太田字居下 4146-7
	国上第 1 ポンプ場	燕市国上字居下 3941
	国上第 2 ポンプ場	燕市国上字居下 1546
国上第 3 配水池	燕市国上字居下 1402-2	

2.8 業務範囲

事業者が行う業務範囲は、対象施設の設計・建設及び運転維持管理であり、その概要は表 2-3 及び表 2-4 のとおりである。

表 2-3 事業者が行う業務範囲の概要（設計・建設業務）

区分	業務	内容	統合浄水場	取水塔	吉田送配水場	弥彦送水場	
調査設計業務	調査業務	測量調査	統合浄水場等の設計施工に必要な部分の測量調査を行う。	○		○	○
		地質調査	統合浄水場等の設計施工に必要な部分の地質調査を行う。	○		○	○
		埋設物調査	既設図面及び現地において埋設物の位置が把握できない場合の試掘調査を行う。			○	○
	設計業務	基本設計	提案内容や調査業務の結果に基づき、統合浄水場等の基本設計を行う。	○	○ ※1	○	○
		詳細設計	調査業務の結果や基本設計に基づき、統合浄水場等の詳細設計を行う。また、詳細設計図書の作成を行う。	○	○ ※1	○	○
		設計に伴う各種申請等の補助業務	各種申請等の手続きに必要な関係機関との協議、書類作成等を行い、申請等に係る本組合の補助を行う。	○	○ ※1	○	○
工事業務	工事業務	各種工事及び工事現場管理業務を含む。モニタリング（工事監理）は、本組合が実施する。	○	○ ※1	○	○	
	工事に伴う各種許認可等の申請業務	各種許認可等の手続きに必要な関係機関との協議、書類作成等を行い、申請して許可を受ける。	○	○ ※1	○	○	
	各種調査業務	建設工事に伴う、電波障害調査、周辺環境調査、生活環境影響調査について事前及び事後調査を行う。	○		○	○	
	交付金申請書等作成業務	交付金の申請に必要な申請書類及び報告書類等の作成を行う。また、本組合が会計検査を受検する際に、資料作成等の対応を行う。	○	○ ※1	○	○	

※1 機械・電気設備のみを対象とする。

表 2-4 事業者が行う業務範囲の概要（運転維持管理業務）

業務	備考	場内施設		場外施設			
		統合浄水場	取水塔	吉田送配水場	弥彦送水場	その他場外施設	水道庁舎
委託方式	第三者委託：◎ 法定外委託：△	◎	◎	△※1	△※1	△※1	
委託期間		20年間（R7年度～R26年度）					
運転管理業務		○	○	○	○	○	
保守点検業務		○	○	○	○	○	
水質管理業務	浄水	○					
	排水	○					
	配水における週間 検査業務	○		○	○	○	
修繕業務（計画修繕）	事業者提案	○	○※2	○※2	○※2		
修繕業務（計画外修繕）		○	○	○	○	○	
膜交換及び膜薬品洗浄業務	事業者提案	○					
消耗品調達管理業務		○	○	○	○	○	
薬品調達管理業務	事業者提案	○		○	○		
電気調達管理業務		○	○	○※3	○※3		○※4
光熱水燃料等の調達管理業務		○		○	○		
発生土管理及び処分業務		○					
見学者対応業務		○※5					
電話対応等業務		○					
植栽管理、清掃及び除雪業務		○	○※6	○※7	○※7	○※7	○
池等清掃業務		○	○※8				
浄化槽の管理業務	立会等業務	○※9		○※9			
保安業務	機械警備	○	○	○	○		
災害、事故及び緊急時対応業務		○	○	○	○	○	
事業終了時の引継ぎ業務		○	○	○	○	○	

※1 場外施設は運転維持管理業務の仕様に基づく業務を実施することを基本とする。

※2 取水塔は本事業で整備する機械設備・電気設備のみを対象とする。吉田送配水場及び弥彦送水場は本事業で整備する施設・設備を対象とする。

※3 吉田送配水場及び弥彦送水場は、支払い代行業務を対象とする。

※4 水道庁舎への電気供給は統合浄水場受電設備より行う。本組合は事業者に対して使用した分の電気料金を支払う。

※5 見学者への説明・案内業務を対象とし、見学者受付業務は本組合の業務とする。

※6 清掃及び除雪業務のみを対象とする。

- ※7 場外施設の除雪作業については、管理上必要な範囲のみを実施する。
- ※8 取水塔の清掃業務では、「水道施設維持管理業務委託積算要領(管路等管理業務個別委託編)、日本水道協会、平成30年12月」の取水施設の清掃業務に示される範囲程度とし、重機を用いた浚渫作業は含まない。
- ※9 浄化槽設置者は本組合であるため、発注や立会等の代行業務を対象とする。

2.9 事業期間

設計建設期間：令和7年3月31日まで

運転維持管理期間：令和7年1月10日から令和27年3月31日まで

(ただし、令和7年3月31日までは運転維持管理習熟期間とする)

※関連事業である燕市・弥彦村送配水管整備事業は、令和6年9月末に完了予定である。また、本事業に係る水道事業認可、水利使用許可及び河川占用許可は、令和元年度末に取得予定である。

2.10 見積上限価格

本事業の見積上限価格は次のとおりとする。

金 25,590,000,000円 (消費税及び地方消費税を除く) ※設計建設費及び運転維持管理費の合計

2.11 遵守すべき法制度等

本事業の実施にあたっては、次の関係法令等を遵守すること。全て最新版とする。

1) 関係法令等

- ①水道法 (昭和32年法律第177号)
- ②水質汚濁防止法 (昭和45年法律第138号)
- ③都市計画法 (昭和43年法律第100号)
- ④建築基準法 (昭和25年法律第201号)
- ⑤建築士法 (昭和25年法律第202号)
- ⑥消防法 (昭和23年法律第186号)
- ⑦廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)
- ⑧悪臭防止法 (昭和46年法律第91号)
- ⑨大気汚染防止法 (昭和43年法律第97号)
- ⑩騒音規制法 (昭和43年法律第98号)
- ⑪振動規制法 (昭和51年法律第64号)
- ⑫労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号)
- ⑬建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成12年法律第104号)
- ⑭資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成3年法律第48号)
- ⑮エネルギーの使用の合理化に関する法律 (昭和54年法律第49号)
- ⑯下水道法 (昭和33年法律第79号)

- ⑰浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）
- ⑱電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- ⑲土壌汚染対策法（平成 17 年法律第 33 号）
- ⑳新潟県福祉のまちづくり条例（平成 8 年新潟県条例第 9 号）
- ㉑その他関連法令及び条例等

2) 指針及び各種基準等

- ①水道施設設計指針
- ②水道施設耐震工法指針・解説
- ③水道維持管理指針
- ④新潟県土木工事標準仕様書
- ⑤土木工事安全施工技術指針
- ⑥建設工事公衆災害防止対策要綱
- ⑦官庁施設の総合耐震計画基準
- ⑧新潟県福祉のまちづくり条例 整備マニュアル
- ⑨その他関連要綱及び各種基準等

3) 仕様書等

- ①水道工事標準仕様書（土木工事編）
- ②水道工事標準仕様書（設備工事編）
- ③新潟県土木共通仕様書 土木工事共通編
- ④新潟県土木工事標準仕様書 その 3
- ⑤新潟県土木部「測量・設計・調査業務委託標準仕様書」
- ⑥新潟県土木部都市局営繕課 建築（設備）工事設計委託仕様書
- ⑦公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ⑧公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ⑨公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ⑩その他公的機関が発行し、かつ組合が確認した仕様書等

4) 積算基準

- ①水道施設整備費に係る歩掛表（厚生労働省）
- ②土木工事標準積算基準書（国土交通省）
- ③下水道用設計標準歩掛表（日本下水道協会）
- ④工業用水道工事設計標準歩掛表（日本工業用水協会）
- ⑤公共建築工事積算基準（国土交通省）
- ⑥その他関係する積算基準等

2.12 本組合による事業の実施状況のモニタリング

ア) モニタリングの目的

本組合は、事業者が提供する業務内容の確認及び事業者の財務状況の把握等を目的にモニタリングを行う。

イ) モニタリングの時期

本事業のモニタリングは設計時、工事施工時、運転維持管理時の各段階において実施する。また、設計・施工・運転維持管理の進捗状況について、本組合に定期的に報告し、確認を受けなければならない。なお、本組合は必要に応じて、事業者に対して進捗状況についての報告を求めることができる。

ウ) モニタリングの方法

モニタリング方法については、本組合が定めた方法に従ってモニタリングを行い、本組合は事業者が提出する資料に基づき評価を行う。

エ) モニタリングの結果

本組合のモニタリングにより、設計・施工・運転維持管理の実施状況が基本契約書、設計・建設業務請負契約書、運転維持管理業務委託契約書、募集要綱、要求水準書、応募資格審査に関する提出書類、提案書類審査に関する提出書類、技術提案書及び事業提案書等で定められた要件を満たしていないと判断される場合には、本組合は事業者に改善を命令し、事業者は自らの負担により必要な措置を講じなければならない。

オ) モニタリングの実施者

本組合はモニタリングの実施を第三者（以下、モニタリング企業という。）に委託することができる。

第3章 プロポーザル応募の手続等

3.1 募集等のスケジュール

事業者の募集及び選定に当たってのスケジュールは、表 3-1 のとおりである。

表 3-1 事業者の募集及び選定のスケジュール

実施事項	日程
実施方針の公表	令和元年 5 月 31 日 (金)
現地見学会の実施	令和元年 6 月 11 日 (火)
実施方針に関する質問及び意見等の受付	実施方針の公表日から 令和元年 6 月 14 日 (金) まで
実施方針に関する質問及び意見等への回答公表	令和元年 7 月 5 日 (金)
プロポーザル公告 (募集要綱、要求水準書、事業者選定基準、様式集、基本協定書 (案)、基本契約書 (案)、設計・建設業務請負契約書 (案) 及び運転維持管理業務委託契約書 (案) を以下「募集要綱等」という。) の公表	令和元年 8 月 7 日 (水)
募集要綱等に関する質問の受付	募集要綱等の公表日から 令和元年 9 月 6 日 (金) まで
応募予定者による対象施設現地踏査の実施	令和元年 8 月 21 日 (水) から 令和元年 9 月 30 日 (月) まで
募集要綱等に関する質問への回答公表	令和元年 10 月 4 日 (金)
参加表明書等の受付締切	令和元年 10 月 11 日 (金)
参加資格確認結果の通知	令和元年 10 月 30 日 (水)
技術対話に関する確認事項等の受付締切	令和元年 11 月 6 日 (水)
技術対話の実施	令和元年 11 月 21 日 (木)
提案書類の受付締切	令和 2 年 1 月 29 日 (水)
プレゼンテーションの実施及び参加者へのヒアリング	令和 2 年 3 月 18 日 (水)
優先交渉権者の決定	令和 2 年 3 月下旬
基本協定の締結	優先交渉権者決定後 1 週間以内
事業契約の締結	令和 2 年 5 月上旬

3.2 応募者の構成

- 1) 応募者は、複数の企業等により構成されるグループとする。応募者を構成する企業を「構成企業」とする。
- 2) 応募者は、設計企業、土木建築企業、機械設備企業、電気設備企業、維持管理企業による各々 1 者を基本とし、地元企業は複数社参加しなければならない。
なお、各企業に必要な資格要件は、「第 4 章 応募者の備えるべき応募資格要件」による。
 - ア) 土木建築企業は、複数社参加することができる。
 - イ) 同一企業が設計企業、土木建築企業、維持管理企業及び地元企業のいずれかを兼ねる

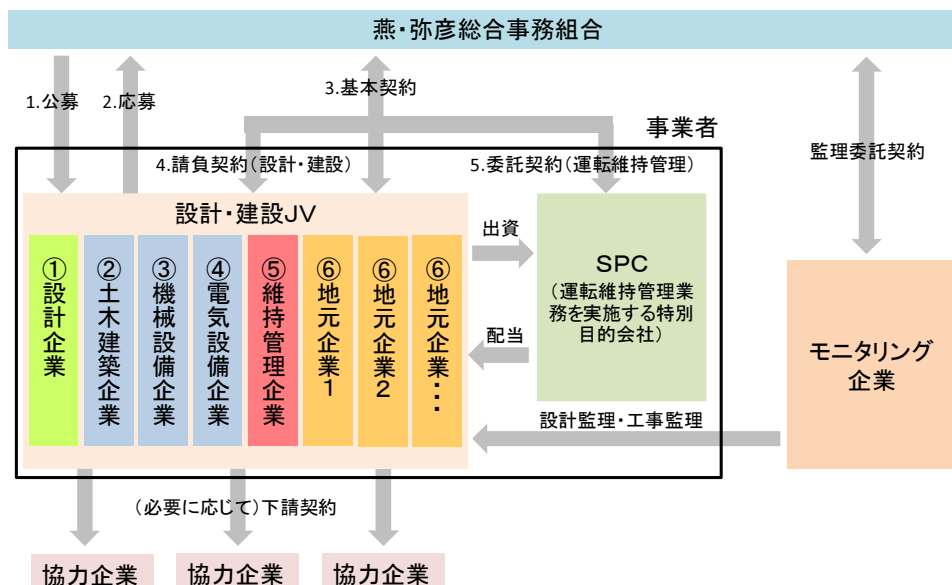
ことはできない。ただし、機械設備企業と電気設備企業は兼ねることができる。また、一応募者の構成企業は他の応募者の構成企業となることはできない。ただし、協力企業はこの限りではない。

ウ) 建設工事及びその資材調達は、地元企業及び協力企業（燕市及び弥彦村に本社・本店を有する企業に限る）に分担させるよう努めなければならない。その分担額は、10%以上とする。

- 3) 構成企業は、「8.2.1) 特別目的会社（SPC）の設立」に定めるSPC（Special Purpose Company）に出資し、必ずSPCの構成企業となるものとする。なお、構成企業のいずれか1者は、水道技術管理者（水道法第19条に定める者をいう。）の資格を有する者を受託水道業務技術管理者としてSPCに配置すること。
- 4) 構成企業は、本施設の工事を行う目的で設計・建設共同企業体（以下、「設計・建設JV」という。）を結成するものとする。
- 5) 応募者の代表企業は、機械設備企業とし、代表企業がプロポーザル参加資格の申請及び応募手続きを行う。なお、代表企業は、設計建設の事業期間を通じて本事業に専任し、設計から建設に至る工事業務全体を総合的に調整・管理する統括責任者を配置する。
- 6) 統括責任者は、本組合との統括的な連絡窓口となるが、設計建設期間における事業進捗に応じて、本組合の承諾を得た上で、主な連絡窓口を別に定めてもよい。
- 7) 統括責任者に資格要件は設けないが、本組合と技術的な意思疎通が十分に図れるものを配置すること。なお、統括責任者は代表企業が配置する現場代理人及び監理技術者を兼ねることができる。

3.3 事業スキーム

本事業の事業スキームは、図3-1に示すとおりとする。



- ※⑥は複数参加しなければならない。
- ※②は必要な資格要件を備えれば、複数参加を可とする。
- ※③、④は必要な資格要件を備えれば、兼務を可とする。

図 3-1 事業スキーム

3.4 プロポーザル応募に関する手続き

1) 応募予定者による対象施設現地踏査の実施

本事業へ応募を予定する者で、本事業の対象施設の現地踏査を希望する者は、下記の要領で申し込みを行う。

日時	令和元年8月21日(水)から令和元年9月30日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く平日のうち、午前9時から午後5時まで
対象施設	表2-2に示す全施設
受付期間	募集要綱等の公表から令和元年9月26日(木)午後4時まで
受付方法	上記受付期間に、電子メールによる予約申込のみを受け付ける。
予約申込書の様式	申込様式1を用いて、予約申込書を添付ファイルとして電子メールにて、担当窓口のメールアドレスに送信すること。
電子メールの件名	電子メールの件名は【浄水場等整備事業の現地踏査予約申込(「企業名」)】とすること。
申し込み先及び問い合わせ先	3.6に記載の担当窓口
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> a. 対象者は、本事業に応募を検討する企業とする。 b. 複数の企業によるグループでの申込も可とするが、参加人数は1グループ10名までとする。その場合、窓口となる企業を定めること。 c. 現地踏査への予約申込は、各企業で2回までを限度とする。 d. 本組合の都合により、実施不可となる日時が生じる可能性もある。 e. 現地踏査の詳細については、担当窓口の担当者と調整すること。

2) 募集要綱等に関する質問の受付・回答

ア) 質問の受付

募集要綱等に関する質問は以下のとおり受け付ける。

受付期間	募集要綱等の公表から令和元年9月6日(金)午後4時まで
受付方法	上記期間に、電子メールによる送信のみを受け付けるものとし、電話等による問い合わせには応じない。 なお、電子メール送信後、令和元年9月9日(月)午後2時までに返信がない場合は、速やかに問い合わせ先に連絡すること。
質問書の様式	質問書様式1～8「募集要綱に関する質問書」等に記入のう

	え、添付ファイル（Excel 形式）として電子メールにて送信すること。
電子メールの件名	電子メールの件名は【浄水場等整備事業の募集要綱等に関する質問】とすること。
提出先及び電子メール到着確認に関する問い合わせ先	3.6 に記載の担当窓口

イ) 質問の回答

質問に対する回答については、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係る質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと本組合が認めたものを除き、下記要領にて公表する（電話や窓口等での直接回答は行わない）。

公表日（予定）	令和元年 10 月 4 日（金）
ホームページアドレス	http://www.tysogo.jp/suido/index.html

3) 応募資格審査書類の受付

応募者は、受付期間内に応募資格審査書類を提出するものとする。なお、書類の提出は、代表企業が行わなければならない。

受付期間	令和元年 10 月 7 日（月）～令和元年 10 月 11 日（金）までの午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。
提出場所	3.6 に記載の担当窓口
提出方法	持参すること。
提出書類	5.1 応募資格審査書類の「応募資格審査に関する提出書類」

4) 技術対話の実施

技術対話は、応募資格審査を通過した応募者に対し、本組合が求める要求水準について応募者の理解度を測り、それを深めることで本組合の意図する技術提案を得ることを目的とする。技術対話の実施要領等は下記のとおりである。

受付期間	令和元年 11 月 1 日（金）～令和元年 11 月 6 日（水）午後 4 時まで
提出場所	3.6 に記載の担当窓口
提出方法	持参又は郵送すること。郵送する場合は、必ず「特定記録郵便」又は「簡易書留」により受付期限必着で送付すること。送付後は、必ず担当窓口宛に電話し、到着確認を行うこと。
提出書類	ア) 技術対話様式 1 要求水準書の解釈に関して、応募者が確認したい事項を簡潔に記載する

	<p>イ) 技術対話補足説明資料 (A3 サイズ、10 枚以内、書式自由、左上ホチキス留) 対話で確認したい項目の考え方を補足する資料を必要に応じて提出すること。企業名及び企業を類推できる固有名詞、ロゴマーク等は一切記載しないこと。用紙右上に受付番号欄を設けること。なお、受付番号は、応募資格審査書類の受付後に本組合から通知する。</p> <p>ウ) 部数</p> <p>印刷物 10 部</p> <p>電子データ 1 部 (CD-R 又は DVD-R に、上記ア、イの PDF データ及びアの Excel データを格納する)</p>
実施要領	<p>ア) 実施日 令和元年 11 月 21 日 (木)</p> <p>イ) 会場等 会場、実施時間は別途通知する。</p> <p>ウ) 対話形式 この対話は応募者と本組合 (6.4 に示す選定委員会委員を含む) により対面形式で行う。対話時間は 60 分以内とする。提出資料を用いた対話とし、プロジェクター等の設備は準備しない。</p> <p>エ) 出席者 技術対話への出席者は 8 名以内とする。なお、配置予定技術者のうち、統括責任者は必ず出席すること。</p> <p>オ) 対話結果の通知及び公開 対話結果は、令和元年 12 月上旬頃までに電子メールで通知する。応募者は、通知受領後に、必ず本組合宛に電話し、通知を受領したことを報告すること。通知する内容は下記による。 技術対話内容書に関する結果の公開について、本組合により要公開欄に「○」が付けられ、本組合が全ての応募者に公開すべきと判断し応募者が公開することを承諾した場合は、応募者全員に対して通知する。</p> <p>カ) 技術対話の実施内容と審査の関連 技術対話の実施内容については審査に反映しない。</p>

5) 提案書類の受付

応募者は、受付期間内に提案書類を提出するものとする。なお、書類の提出は、代表企業が行わなければならない。

受付期間	令和 2 年 1 月 23 日 (木) ~ 令和 2 年 1 月 29 日 (水) までの午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする (土曜日、日曜日及び祝日を除く)。
------	--

提出場所	3.6に記載の担当窓口
提出方法	持参すること。
提出書類	0 提案書類の各種提出書類

6) プロポーザル応募辞退届の受付

応募資格を有する旨の通知を受けた応募者が、プロポーザル応募を辞退する場合は、受付期間内にプロポーザル応募辞退届を提出するものとする。なお、書類の提出は、代表企業が行わなければならない。

受付期間	令和元年10月31日(木)～令和2年1月29日(水)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする(土曜日、日曜日及び祝日を除く)。
提出場所	3.6に記載の担当窓口
提出方法	持参すること。
提出書類	5.1応募資格審査書類の「様式Ⅱ-1」

7) プレゼンテーションの実施

本組合は、基礎審査等を通過した応募者に対し、令和2年3月18日(水)に提案書類の内容に関するプレゼンテーションを行い、ヒアリング等を実施する。

詳細については、該当する応募者の代表企業に令和2年2月14日(金)までに別途通知する。

3.5 プロポーザル応募に関する留意事項

1) 募集要綱の承諾

応募者は提案書類の提出をもって、募集要綱及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

2) 費用負担

プロポーザル応募に際し、応募に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

3) プロポーザル応募において使用する言語・通貨単位及び時刻

プロポーザル応募において使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

4) 著作権

応募者の提出書類に含まれる著作物の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、本組合が本事業の公表及び本組合が必要と認める時には、事業提案の全部又は一部を無償で使用できるものとする。また、事業者に決定した者以外の応募者提案については、本事業の公表以外には原則的に使用しない。

ただし、本組合に提出された資料は、燕市情報公開条例及び弥彦村情報公開条例に基づき、応募者の了解を得た範囲について、公開することができる。

5) 募集要綱の承諾

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている材料、工法、維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負う。

6) 提出書類の取扱い

応募者から提出を受けた書類は返却しない。

7) 提示資料の取扱い

本組合が提示する資料は、プロポーザル応募に係る検討以外の目的で使用することはできないものとする。

8) プロポーザル応募無効に関する事項

以下のいずれかに該当する提案書は、無効とする。

- ア) 募集要綱に示した応募者の備えるべき応募資格のない者の提出した書類
- イ) 事業名及び見積金額のない書類
- ウ) 代表企業名、構成企業名及び押印のない又は不明瞭な書類
- エ) 事業名に誤りのある書類
- オ) 見積金額の記載が不明瞭な書類
- カ) 見積金額を訂正した書類
- キ) 一つの応募について同一の者がした二以上の提案を行った書類
- ク) 提案書類の受付期間締切までに本組合担当窓口に到達しなかった書類
- ケ) 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した書類
- コ) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和 22 年法律第 54 号)に違反し、見積金額又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した書類

9) 応募者が 1 者のみであった場合の取扱い

本事業に対する応募者が 1 者のみであった場合は、「第 6 章 事業者の選定方法」に示す手順に基づき、応募者の審査を行い、最優秀提案者として選定することの可否を決定する。

10) 必要事項の通知

募集要綱等に定めるもののほか、プロポーザルにあたっての留意点等、必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

11) 応募者の名称

応募者の名称は以下のとおりとする。

- ア) 応募者の名称は「〇〇・●●・□□・■ ■ 統合浄水場等整備設計・建設共同企業体」とす

ること。

- イ) 名称中、記号は構成企業を表し、すべての構成企業を簡潔に示すこと。
- ウ) 代表企業を最初に示し、他の構成企業は順不同とすること。

3.6 担当窓口

手続きについての本組合の担当窓口を以下のとおり定める。

【提出先等】

〒959-1251 燕市白山町二丁目 7 番 27 号

燕・弥彦総合事務組合 水道局 経営企画課 計画係（担当：海津）

TEL：0256-64-7400

FAX：0256-66-5156

電子メール：suido_keiei@city.tsubame.lg.jp

第4章 応募者の備えるべき応募資格要件

応募者の構成企業の資格要件は次のとおりとする。

4.1 応募者の応募資格要件

- 1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- 2) 本事業に係る応募資格審査書類の提出期限の最終日（以下、「応募資格要件確認基準日」という。）から基本協定締結日までの間において、法令等に基づく営業停止等の措置を受けていないこと。
- 3) 本事業に係る応募資格要件確認基準日から基本協定締結までの間において、新潟県、本組合から指名停止の措置を受けていないこと。
- 4) 直近1年間に事業税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- 5) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者、若しくはその他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- 6) 燕市及び弥彦村の暴力団排除条例第2条1号に規定する暴力団、同条2号に規定する暴力団員又は同条3号に規定する暴力団員等と関係を有しないこと。

4.2 設計企業に必要な資格要件

設計企業は次の1) から7) までの要件をすべて満たす者でなければならない。

- 1) 建設コンサルタント登録規定（昭和52年建設省告示第717号）第2条の規定に基づく登録（登録部門は「上水道及び工業用水道」に限る）を受けているものであること。
- 2) 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- 3) 有資格業者名簿において測量及び建設コンサルタント等業務の「建設コンサルタント等業務」のうち「上水道及び工業用水道」に登録されていること。
なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、組合管理者が別に定める手続に基づいて、当該業種について入札参加資格の再認定を受けていること。
- 4) 次の要件を満たす者を管理技術者、照査技術者及び担当技術者として配置できること。なお、管理技術者、照査技術者及び担当技術者の兼務は認めない。
 - ア) 管理技術者、担当技術者にあつては、技術士法による第2次試験のうち、技術部門を「上下水道部門」（選択科目を「上水道及び工業用水道」に限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。
 - イ) 照査技術者にあつては、技術士法による第2次試験のうち、技術部門を「総合技術監理部門」（選択科目を「上下水道－上水道及び工業用水道」に限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。

- ウ) 応募者と、本事業に係る応募資格審査書類の受付を行う日から起算して3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあること。
- 5) 上記4)に掲げる者のほか、本業務を行うにあたって必要な人員及び資機材等を確保することができること。
- 6) 国内において、表流水を水源とする1,000m³/日以上（公称能力）の膜ろ過浄水場の詳細設計業務の実績があること。
- 7) 募集要綱の公表日現在、新潟県内に本社、支社又は営業所等が所在していること。

4.3 土木建築企業に必要な資格要件

土木建築企業は次の1)から6)までの要件をすべて満たす者でなければならない。なお、土木建築企業を複数の企業で構成する場合、6)の要件はいずれか1者が満たせばよい。

- 1) 建設業法第3条第1項の規定により、土木一式工事及び建築一式工事について特定建設業の許可を受けていること。
- 2) 組合の令和元・2年度有資格業者登録名簿（以下、「有資格業者名簿」という。）の「建設工事」に登録されていること。

なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、組合管理者が別に定める手続に基づいて、当該工種について入札参加資格の再認定を受けていること。

- 3) 土木工事及び建築工事のそれぞれについて、次の要件を満たす主任技術者又は監理技術者を本事業現場に専任で配置できること。なお、応募者と、本事業に係る応募資格審査書類の受付を行う日から起算して3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあること。ただし、契約開始時に契約日の3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にある者を新たに専任で配置することは可能とする。また、土木工事及び建築工事の主任技術者又は監理技術者は、兼任することができる。

【土木工事】

- ア) 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。

*同等以上の資格を有する者とは、次の者をいう。

- a 1級建設機械施工技士
- b 建設業法第15条第2号ロ又はハに該当する者
- c 技術士法による第2次試験のうち、技術部門を「建設部門」、「農業部門」（選択科目を「農業土木」に限る）「森林部門」（選択科目を「森林土木」に限る）「水産部門」（選択科目を「水産土木」に限る）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設部門」、「農業土木」、「森林土木」、「水産土木」に限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。

- イ) 監理技術者にあつては、「監理技術者資格者証（土木工事）」及び「監理技術者講習修了証」を有すること。

【建築工事】

- ア) 1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。

*同等以上の資格を有する者とは、次の者をいう。

- a 建築士法による1級建築士の資格を有し、同法による登録を受けている者
 - b 建設業法第15条第2号ロ又はハに該当する者
- イ) 監理技術者にあつては、「監理技術者資格者証(建築工事)」及び「監理技術者講習修了証」を有すること。

- 4) 本事業の施工にあたって、上記3)に掲げる者のほか、建設業法第26条に規定する技術者及び現場代理人等必要な人員を配置できること。
- 5) 建設業法施行規則第27条の23に規定する経営事項審査について、応募資格審査書類の受付を行う日から起算して1年7ヶ月以内に受審していること。また、総合評定通知書の総合評定値(P点)が土木一式工事及び建築一式工事について1,200点以上であること。
- 6) 地方公共団体が発注する水道事業における浄水場(公称能力1,000m³/日以上)の表流水を原水とする膜ろ過方式または急速ろ過方式に限る)の建設工事の元請としての完成実績があること。

4.4 機械設備企業に必要な資格要件

機械設備企業は次の1)から6)までの要件をすべて満たす者でなければならない。

- 1) 建設業法第3条第1項の規定により、機械器具設置工事及び水道施設工事について特定建設業の許可を受けていること。
- 2) 有資格業者名簿の「建設工事」において機械器具設置工事又は水道施設工事に登録されていること。
なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、組合管理者が別に定める手続に基づいて、当該工種について入札参加資格の再認定を受けていること。
- 3) 「監理技術者資格者証(機械器具設置工事又は水道施設工事)」及び「監理技術者講習修了証」を有する者を本事業現場に専任で配置できること。なお、応募者と、本事業に係る応募資格審査書類の受付を行う日から起算して3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあること。ただし、契約開始時に契約日の3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にある者を新たに専任で配置することは可能とする。
- 4) 本事業の施工にあたって、上記3)に掲げる者のほか、建設業法第26条に規定する技術者及び現場代理人等必要な人員を配置できること。
- 5) 建設業法施行規則第27条の23に規定する経営事項審査について、応募資格審査書類の受付を行う日から起算して1年7ヶ月以内に受審していること。また、総合評定通知書の総合評定値(P点)が機械器具設置工事及び水道施設工事について1,100点以上であること。
- 6) 平成6年度から応募資格要件確認基準日までの間に、地方公共団体が発注する水道事業における浄水場(公称能力1,000m³/日以上)の表流水を原水とする膜ろ過方式に限る)の機械設備工事の完成実績があること。

4.5 電気設備企業に必要な資格要件

電気設備企業は次の1)から6)までの要件をすべて満たす者でなければならない。

- 1) 建設業法第3条第1項の規定により、電気工事について特定建設業の許可を受けていること。
- 2) 有資格業者名簿の「建設工事」において電気工事に登録されていること。
なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、組合管理者が別に定める手続に基づいて、当該工種について入札参加資格の再認定を受けていること。
- 3) 「監理技術者資格者証（電気工事）」及び「監理技術者講習修了証」を有する者を本事業現場に専任で配置できること。なお、応募者と、本事業に係る応募資格審査書類の受付を行う日から起算して3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあること。ただし、契約開始時に契約日の3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にある者を新たに専任で配置することは可能とする。また、機械設備企業が電気設備企業を兼ねる場合、機械工事及び電気工事の主任技術者又は監理技術者は、兼任することができる。
- 4) 本事業の施工にあたって、上記3)に掲げる者のほか、建設業法第26条に規定する技術者及び現場代理人等必要な人員を配置できること。
- 5) 建設業法施行規則第27条の23に規定する経営事項審査について、応募資格審査書類の受付を行う日から起算して1年7ヶ月以内に受審していること。また、総合評定通知書の総合評定値（P点）が電気工事について1,100点以上であること。
- 6) 平成6年度から応募資格要件確認基準日までの間に、地方公共団体が発注する水道事業における浄水場（公称能力1,000m³/日以上の上流水を原水とする膜ろ過方式または急速ろ過方式に限る）の電気設備工事（中央監視・計装設備を含む一式）の完成実績があること。

4.6 維持管理企業に必要な資格要件

維持管理企業は次の1)から3)の要件をすべて満たす者でなければならない。

- 1) 地方公共団体が発注する水道事業における浄水場（公称能力1,000m³/日以上の上流水を原水とする膜ろ過方式または急速ろ過方式に限る）で24時間連続して運転監視する運転管理業務委託の実績を有すること。
- 2) 有資格業者名簿の「建設コンサルタント等業務」に登録されていること。
なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、組合管理者が別に定める手続に基づいて、当該工種について入札参加資格の再認定を受けていること。
- 3) 水道技術管理者（水道法第19条に定める者をいう。）の資格を有する者が1名以上在籍していること。

4.7 地元企業に必要な資格要件

地元企業は次の1)から3)までの要件をすべて満たす者でなければならない。

- 1) 有資格業者名簿の「建設工事」に登録されていること。
なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、組合管理者が別に定める手続に基づいて、当該工種について入札参加資格の再認定を受けていること。
- 2) 国家資格等を有する主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。なお、応募者と、本事業に係る応募資格審査書類の受付を行う日から起算して3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあること。ただし、契約開始時に契約日の3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にある者を新たに専任で配置することは可能とする。
- 3) 募集要綱の公表日現在、燕市内又は弥彦村内に建設業法第3条の規定による建設業の許可に基づく主たる営業所（本社・本店に限る）を有すること。

4.8 応募者の制限

以下のいずれかに該当する者は、応募者となることはできない。

- 1) 燕市・弥彦村浄水場施設再構築事業に係る事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）の審査委員と資本面又は人事面において関連がある者。
- 2) 本事業のアドバイザリー業務に関わっている者と資本面又は人事面において関連がある者。
「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の20を超える議決権を有し又はその出資の総額の100分の20を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいう。
なお、本事業のアドバイザリー業務に関わっている者は以下のとおりである。

・株式会社NJS 新潟出張所

4.9 応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い

応募者の代表企業及び構成企業が、応募資格要件確認基準日の翌日から基本協定締結までの間、「4.1 応募者の応募資格要件」に記載されている資格要件を喪失した場合は、以下の取扱いとする。

- 1) 代表企業が資格要件を喪失した場合
代表企業が資格要件を喪失した場合、当該応募者を失格とする。
- 2) 構成企業が資格要件を喪失した場合
代表企業以外の構成企業が資格要件を喪失した場合、当該資格要件を喪失した構成企業を除外し、当該構成企業が請負、又は受託する予定であった業務について、新たに組合へ応募資格審査書類を提出し、応募資格の確認を受けたうえで、構成企業の役割分担の変更、又は構成企業の追加を認める。

第5章 プロポーザル応募時の提出書類

プロポーザル応募時に提出する書類は、下表のとおりとする。詳細は、提出書類作成要領及び様式集を参照のこと。

5.1 応募資格審査書類

提出書類の種類	様式	部数	確認欄	
			応募者	発注者
【様式Ⅰ 応募資格審査に関する提出書類】				
・応募資格審査書類一覧表	様式Ⅰ－1	2部		
・参加表明書	様式Ⅰ－2	2部		
・応募者の構成企業一覧表	様式Ⅰ－3	2部		
・委任状	様式Ⅰ－4	2部		
・資格審査申請書	様式Ⅰ－5	2部		
【添付資料】				
・会社概要書及び定款（代表企業、構成企業）	—	2部		
・営業経歴書（代表企業、構成企業）	—	2部		
・設計業務の実施を担う者の一級建築士事務所の登録を証明する書類の写し	—	2部		
・設計業務の実施を担う者の技術士の在籍を証明する書類の写し	—	2部		
・設計業務の実施を担う者が受託した、国内における表流水を水源とする日量1千m ³ 以上（公称能力）の膜ろ過浄水場の実施設計の設計契約書及び仕様書等の写し	—	2部		
・認定登録証の写し	—	2部		
・土木建築企業の、国内における表流水を水源とする日量1千m ³ 以上（公称能力）の浄水場の建設工事の契約書及び仕様書等の写し	—	2部		
・機械設備企業の、国内における日量1千m ³ 以上の膜ろ過浄水場の機械設備工事の施工実績を確認できる契約書及び仕様書等の写し	—	2部		
・電気設備企業の、国内における日量1千m ³ 以上の浄水場の電気設備工事の施工実績を確認できる契約書及び仕様書等の写し	—	2部		
・工事業務の実施を担う者が特定建設業の許可を受けていることを証明する書類の写し	—	2部		
・工事業務の実施を担う者に関する「総合評定値通知書」の写し	—	2部		
・運転維持管理業務のうち、運転管理業務を担う者が受託した、日量1千m ³ 以上（公称能力）の浄水能力を有する浄水場の運転管理業務に関する契約書原本の写し、及び各業務の履行が完了していること若しくは継続中であることを証明する書類	—	2部		

・水道技術管理者の資格を有する者	—	2部		
------------------	---	----	--	--

5.2 提案書類

提出書類の種類	様式	部数	確認欄	
			応募者	発注者
【様式Ⅲ 提案書類審査に関する提出書類】				
・提案書類提出一覧表	様式Ⅲ-1	1部		
・提案書類提出書	様式Ⅲ-2	1部		
・見積書	様式Ⅲ-3	1部		
・委任状	様式Ⅲ-4	1部		
【様式Ⅳ 技術提案書】				
・基本方針に関する提案	様式Ⅳ-1-1	10部		
・実施体制に関する提案	様式Ⅳ-1-2	10部		
・調査に関する提案	様式Ⅳ-2-1	10部		
・浄水施設設計に関する提案	様式Ⅳ-2-2	10部		
・浄水施設の土木構造物主要施設リスト	様式Ⅳ-2-2-①	10部		
・浄水施設の建築構造物主要施設リスト	様式Ⅳ-2-2-②	10部		
・浄水施設の機械設備主要設備リスト	様式Ⅳ-2-2-③	10部		
・浄水施設の電気・計装・監視制御設備主要設備リスト	様式Ⅳ-2-2-④	10部		
・排水処理施設設計に関する提案	様式Ⅳ-2-3	10部		
・排水処理施設の土木構造物主要施設リスト	様式Ⅳ-2-3-①	10部		
・排水処理施設の建築構造物主要施設リスト	様式Ⅳ-2-3-②	10部		
・排水処理施設の機械設備主要設備リスト	様式Ⅳ-2-3-③	10部		
・排水処理施設の電気・計装・監視制御設備主要設備リスト	様式Ⅳ-2-3-④	10部		
・場外送配水場施設設計に関する提案	様式Ⅳ-2-4	10部		
・場外送配水場施設の土木構造物主要施設リスト	様式Ⅳ-2-4-①	10部		
・場外送配水場施設の建築構造物主要施設リスト	様式Ⅳ-2-4-②	10部		
・場外送配水場施設の機械設備主要設備リスト	様式Ⅳ-2-4-③	10部		
・場外送配水場施設の電気・計装・監視制御設備主要設備リスト	様式Ⅳ-2-4-④	10部		
・水道庁舎設計に関する提案	様式Ⅳ-2-5	10部		
・施工に関する提案	様式Ⅳ-2-6	10部		
・環境への配慮に関する提案	様式Ⅳ-2-7	10部		
・業務実施体制に関する提案	様式Ⅳ-3-1	10部		
・運転管理業務に関する提案	様式Ⅳ-3-2	10部		

提出書類の種類	様式	部数	確認欄	
			応募者	発注者
・保守点検業務に関する提案	様式Ⅳ－３－３	１０部		
・点検リスト（土木構造物）	様式Ⅳ－３－３－①	１０部		
・点検リスト（建築構造物）	様式Ⅳ－３－３－②	１０部		
・点検リスト（機械設備）	様式Ⅳ－３－３－③	１０部		
・点検リスト（電気・計装・監視制御設備）	様式Ⅳ－３－３－④	１０部		
・水質管理業務に関する提案	様式Ⅳ－３－４	１０部		
・修繕業務に関する提案	様式Ⅳ－３－５	１０部		
・修繕リスト（土木構造物）	様式Ⅳ－３－５－①	１０部		
・修繕リスト（建築構造物）	様式Ⅳ－３－５－②	１０部		
・修繕リスト（機械設備）	様式Ⅳ－３－５－③	１０部		
・修繕リスト（電気・計装・監視制御設備）	様式Ⅳ－３－５－④	１０部		
・膜交換及び膜薬品洗浄業務に関する提案	様式Ⅳ－３－６	１０部		
・災害・事故対応に関する提案	様式Ⅳ－３－７	１０部		
・引継ぎ業務に関する提案	様式Ⅳ－３－８	１０部		
・その他業務に関する提案（各種調達管理業務）	様式Ⅳ－３－９－①	１０部		
・その他業務に関する提案 （発生土管理及び処分業務）	様式Ⅳ－３－９－②	１０部		
・その他業務に関する提案（見学者対応業務）	様式Ⅳ－３－９－③	１０部		
・その他業務に関する提案（電話対応等業務）	様式Ⅳ－３－９－④	１０部		
・その他業務に関する提案 （植栽管理、清掃、除雪、浄化槽の維持管理業務）	様式Ⅳ－３－９－⑤	１０部		
・その他業務に関する提案（保安業務）	様式Ⅳ－３－９－⑥	１０部		
・技術提案書添付資料表紙（社名あり）	様式Ⅳ－４－①	１部		
・技術提案書添付資料表紙（社名なし）	様式Ⅳ－４－①	９部		
・添付資料一覧表	様式Ⅳ－４－②	１０部		
【様式Ⅴ 事業提案書】				
・ＳＰＣの設立計画 －ＳＰＣの組織概要－（社名あり）	様式Ⅴ－１	１部		
・ＳＰＣの設立計画 －ＳＰＣの組織概要－（社名なし）	様式Ⅴ－１	９部		
・事業実施体制①－事業スキーム図－（社名あり）	様式Ⅴ－２－①	１部		
・事業実施体制①－事業スキーム図－（社名なし）	様式Ⅴ－２－①	９部		
・事業実施体制② －構成企業役割分担表－（社名あり）	様式Ⅴ－２－②	１部		
・事業実施体制② －構成企業役割分担表－（社名なし）	様式Ⅴ－２－②	９部		

提出書類の種類	様式	部数	確認欄	
			応募者	発注者
・事業実施体制③ －運転維持管理業務の実施を担う者の実績－（社名あり）	様式V-2-③	1部		
・事業実施体制③ －運転維持管理業務の実施を担う者の実績－（社名なし）	様式V-2-③	9部		
・関係法令リスト	様式V-3	10部		
・セルフモニタリング計画	様式V-4	10部		
・施設整備費用計画A－施設整備費積算表－	様式V-5A	10部		
・施設整備費用計画B－施設整備費積算表－	様式V-5B	10部		
・運転維持管理費用計画A －統合浄水場運転維持管理業務費用見積－	様式V-6A	10部		
・運転維持管理費用計画B －統合浄水場運転維持管理業務費用見積－	様式V-6B	10部		
・運転維持管理費用計画C －統合浄水場運転維持管理業務費用見積－	様式V-6C	10部		
・運転維持管理費用計画D －統合浄水場運転維持管理業務費用見積－	様式V-6D	10部		
・運転維持管理費用計画E －場外施設運転維持管理業務費用見積－	様式V-6E	10部		
・運転維持管理費用計画F －場外施設運転維持管理業務費用見積－	様式V-6F	10部		
・運転維持管理費用計画G －SPC一般管理費用見積－	様式V-6G	10部		
・長期収支計画①	様式V-7A	10部		
・長期収支計画②	様式V-7B	10部		
・事業の確実性維持計画	様式V-8	10部		
・リスク対応計画	様式V-9	10部		
・履行保証金に関する考え方	様式V-10	10部		
・地域経済及び地域活動への貢献についての提案	様式V-11	10部		
・事業提案書添付資料表紙（社名あり）	様式V-12-①	1部		
・事業提案書添付資料表紙（社名なし）	様式V-12-①	9部		
・添付資料一覧表	様式V-12-②	10部		
【施設計画図面集】				
・施設計画図面集（社名あり）	－	1部		
・施設計画図面集（社名なし）	－	9部		
【有価証券等報告書】				
・企業単体の貸借対照表及び損益計算書（最近3期分）	－			
・企業単体の減価償却明細書（最近3期分）	－			

提出書類の種類	様式	部数	確認欄	
			応募者	発注者
・企業単体の利益処分計算書（最近3期分）	—			
・諸引当金等が記載された資料（最近3期分）	—			
・代替信用補完措置（必要な場合のみ）	—			

第6章 事業者の選定方法

6.1 応募資格の審査

1) 応募資格審査書類の審査

本組合は、本事業の応募者に求めた応募資格審査書類が全て揃っていることを確認し、審査する。

書類不備の場合は失格とする。ただし軽微な書類不備の場合は、この限りではない。

2) 応募資格要件の審査

本組合は、応募者が募集要綱に記載した応募者が備えるべき応募資格要件を満たしていることを審査する。応募資格要件を1つでも満たしていない場合は失格とする。

審査内容は、以下のとおりとする。

審査事項	審査内容
応募資格要件	募集要綱「第4章. 応募者の備えるべき応募資格要件」の各項目

3) 応募資格審査結果の通知

本組合は、応募資格審査の結果を応募者の代表企業に通知する。

6.2 提案書類の確認

本組合は、応募者から提出された提案書類が全て揃っていることを確認する。ただし、軽微な書類不備等の場合は、この限りではないが、追加提出を求めるとともに技術評価に反映することもある。

6.3 提案価格・基礎審査

1) 提案価格審査

本組合は、応募者が提出した提案価格が、見積上限価格以内であることを審査する。見積上限価格を超えた場合は失格とする。また、価格が著しく低い提案者については、プレゼンテーション時において価格の妥当性等についてヒアリングを行う。

2) 基礎審査

本組合は、提案価格が見積上限価格以内である応募者を対象として、要求水準内容の審査を実施する。提案内容が「要求水準書」に定めた要求水準を満たしているか否かを審査する。要求水準を満たしていない場合は失格とする。

3) 結果の通知

本組合は、提案価格及び基礎審査の結果を、応募者の代表企業へ通知する。

6.4 選定委員会

事業者の選定にあたり、本組合は選定委員会を設置する。選定委員会は、提案内容審査における事業者選定基準や募集要綱の事業者選定に関する書類の検討、技術対話を行うほか、事業者選定における以降に示す事項を実施する。

6.5 プレゼンテーションの実施

提案価格の審査及び基礎審査後、応募者ごとにプレゼンテーションを実施し、当該応募者に対し、ヒアリングを行う。

6.6 提案内容の審査

応募者が提出した提案内容に対して、審査項目及び配点に基づき得点化を実施する。詳細については、「事業者選定基準」に示す。

6.7 最優秀提案者等の選定

各応募者の総合評価点が最も高い提案を最優秀提案とし、最優秀提案者に選定する。

また、最優秀提案の次に優秀な提案を優秀提案とし、優秀提案者に選定する。ただし、総合評価点が同点の場合は、技術評価点が最も高い提案を最優秀提案として選定する。技術評価点も同点の場合は、技術評価点のうち、「基本方針に関する提案」が最も高い提案を最優秀提案として選定する。これも同点の場合は、技術評価点のうち、「浄水施設設計に関する提案」が最も高い提案を最優秀提案として選定する。

これらも同点の場合は、くじ引きにより最優秀提案者を決定する。

6.8 優先交渉権者の決定

本組合は、選定委員会より選定された最優秀提案者を本事業の優先交渉権者に、優秀提案者を次点交渉権者に決定する。ただし、本事業に対する応募者が1者のみであった場合は、3.59)の規定により優先交渉権者のみを決定する。

6.9 審査結果の通知及び公表

本組合は、選定委員会における審査及び選定の結果を取りまとめて、応募者に対して書面にて通知するとともに、本組合ホームページで公表する。優先交渉権者と次点交渉権者への書面通知には、優先交渉権者であること、次点交渉権者であることを明記する。なお、電話等による問い合わせには応じない。

また、各応募者の総合評価点の算定結果は公表するが、優先交渉権者を除く各設計・建設JVの名称は非公表とする。

なお、優先交渉権者にならなかった応募者は、その理由について通知日の翌日から起算して7日以内に本組合へ説明を求めることができる。

第7章 本組合と事業者の責任分担

7.1 基本的考え方

本事業は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指している。事業者の担当する業務については、事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについてはそれを管理し、発生時の影響についても自ら負担するものとする。ただし、事業者が適切かつ低廉に管理することができないと認められるリスクについては、本組合がそのすべて又は一部を負うこととする。

7.2 予想されるリスクと責任分担

本組合と事業者との責任分担は、設計・建設業務請負契約書（案）及び運転維持管理業務委託契約書（案）に示すとおりであり、応募者は、負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。

第8章 契約に関する事項

8.1 契約手続き

1) 契約の条件

優先交渉権者と本組合は、契約の締結に関する基本協定締結に際し、基本協定書（案）の内容について提案書類提出時に未定であったもの以外は変更しないものとし、速やかに合意、契約締結を行う。

本事業に係る翌年度以降の水道事業予算において、この契約に係る予算が措置されなかった場合には契約を行わない。この場合、プロポーザル応募に要したすべての費用について本組合に請求することができず、応募者の負担となる。

2) 契約の解除

優先交渉権者が4.9「応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い」に該当し、応募資格要件を喪失した場合は、本組合は優秀提案者として次点交渉権者に決定した応募者と契約交渉を行う。ただし、4.9.2「構成企業が資格要件を喪失した場合」において、新たに本組合へ応募資格審査書類を提出し、応募資格の確認を受けたうえで、構成企業の役割分担の変更、又は構成企業の追加を本組合が認めた場合は、この限りではない。

8.2 契約の枠組み

1) 特別目的会社（SPC）の設立

ア) 一般事項

優先交渉権者は、令和6年12月31日までに、運転維持管理業務を実施する事業者であるSPCとして、会社法に定める株式会社を設立する。SPCの登記上の本店所在地は、燕市又は弥彦村とする。応募者の構成企業は全員出資を行うこととし、それ以外からの出資は認めない。代表企業の株式保有割合は、設立時から事業期間を通じて100分の50を超えるものとする。構成企業の株式保有割合は、自由とする。

なお、SPCの株主が株式を譲渡その他の方法により処分する場合には、事前に本組合の承諾を得なければならない。

イ) 資本金の下制限

資本金は1,000万円以上とし、運転維持管理業務期間中はこれを維持する。

ウ) 事業計画書の提出

SPCは経営の透明性を確保するために、翌事業年度の開始する日の3ヶ月前までに、翌事業年度の事業計画を本組合に提出する。

エ) 財務書類等の提出

SPCは、経営の健全性及び透明性を確保するために、SPCが会社法上要求される計算書類、事業報告、付属明細書、監査報告及び会計監査報告に加え、キャッシュ・フロー計算書を毎事業年度終了後3ヶ月以内に本組合に提出する。

また、SPCは、SPCの株主の経営状況及び会社法上要求される計算書類並びに事業報告及び付属明細書に加え、キャッシュ・フロー計算書を毎事業年度終了後3ヶ月以内に本組合に

提出する。

なお、当該株主が上場企業でない場合、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第 13 条及び第 14 条に基づいて要求される監査報告書に準じて公認会計士が作成した監査報告書を提出する。

2) 事業契約の締結

本組合は、基本協定の規定に基づき事業者と基本契約を締結する。

本組合は、基本契約の規定に基づき、施設の設計及び工事を行うために結成する設計・建設 J V と本事業にかかる設計・建設業務請負契約を締結する。

さらに、本組合は、基本契約に基づき、本施設の運転維持管理に関し、選定された応募者の構成企業と本事業に係る運転維持管理業務委託契約を締結する。ただし、本事業の運転維持管理業務を実施するための S P C が設立された時点で、契約内容を S P C へ引き継がせる。

基本契約、設計・建設業務請負契約及び運転維持管理業務委託契約の 3 つの契約をまとめて、事業契約という。

8.3 契約保証金

設計・建設業務請負契約書及び運転維持管理業務委託契約書に基づくものとする。

第9章 提供されるサービスに対する対価の支払い

9.1 費用の構成

費用の構成は以下に示すとおりである。

項目		該当する業務	備考
設計	調査費	調査業務	
	設計費	基本設計及び詳細設計業務	
		各種申請等の補助業務	
工事	工事費	工事業務	
		各種許認可等の申請業務	
		各種調査業務	
		交付金申請書等作成業務	
運転維持管理	運転維持管理費	運転維持管理業務	

9.2 費用の調達

本事業に要する費用は、本組合が調達するものとする。

9.3 費用の支払方法

本事業に要する費用は、各年度の出来高に応じて支払う。

9.4 物価変動による工事費の変更

- 1) 本組合及び事業者は、工期内で事業契約締結の日から12月を経過した後に、国内における賃金水準や物価水準の変動により工事費が不適當になったと認めた場合は、相手方に対して工事費の変更を請求することができる。
- 2) 本組合又は事業者は、前項の規定による請求があったときは、変動前工事費（事業契約に定められた工事費をいう。以下、同じ。）と変動後工事費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前工事費に相応する額をいう。以下、同じ。）との差額のうち変動前工事費の1,000分の15を超えた場合、工事費の変更に応じなければならない。
- 3) 変動後工事費は、請求があった日を基準とし、物価指数等に基づき本組合と事業者との間で協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、本組合は変動後工事費を定め、事業者に通知する。
- 4) 上記1)の規定による請求は、本条項の規定により工事費の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、上記1)において「事業契約締結の日」とあるのは、「直前に本条項の規定に基づく工事費変更の基準とした日」と読み替えるものとする。
- 5) 特別な要因により工期内に主要な工事材料の国内における価格に著しい変動を生じ、工事費が不適當となったと認められる場合は、本組合又は事業者は、前各項の規定によるほか、

工事費の変更を請求することができる。

- 6) 予期することができない特別な事情により、工期内に国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、工事費が著しく不相当となった場合は、本組合又は事業者は前各項の規定にかかわらず、工事費の変更を請求することができる。
- 7) 上記5)、6)の規定による請求があった場合において、当該工事費の変更額については、本組合と事業者との間で協議して定める。ただし、当該協議の開始日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、本組合は工事費を変更し事業者に通知する。
- 8) 上記3)又は前項の協議の開始日については、本組合が事業者の意見を聴いて定め、事業者に通知する。ただし、本組合が上記1)、5)又は6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に当該協議の開始日を通知しない場合には、事業者は、当該協議の開始の日を定め、本組合に通知することができる。

【参考：請負代金の変更方法】

- (1) 賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額（以下、「スライド額」という。）は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とする。また、スライド額については万円単位で丸めるものとする。
- (2) 増額スライド額については、次式により行う。
$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1/100)]$$
この式において、 $S_{\text{増}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。
 $S_{\text{増}}$ ：増額スライド額（万円単位）
 P_1 ：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額
 P_2 ：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した P_1 に相当する額
($P = \Sigma (\alpha \times Z)$ 、 α ：単価合意比率又は請負比率、 Z ：官積算額)
 $P_1 \times 1/100$ ：受注者負担額（万円未満切上げ）
- (3) 減額スライド額については、次式により行う。
$$S_{\text{減}} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 1/100)]$$
この式において、 $S_{\text{減}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。
 $S_{\text{減}}$ ：減額スライド額（万円単位）
 P_1 ：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額
 P_2 ：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した P_1 に相当する額
($P = \Sigma (\alpha \times Z)$ 、 α ：単価合意比率又は請負比率、 Z ：官積算額)
 $P_1 \times 1/100$ ：発注者負担額（万円未満切捨て）
- (4) スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。

9.5 設計建設業務で予定している財源内訳

1) 財源の構成

設計建設業務の財源は次のとおりである。

『事業費＝自己資金＋企業債＋交付金』

2) 財源の内訳

事業費から自己資金及び交付金を除いた残りは全て企業債とする。

9.6 運転維持管理業務で予定している財源内訳

1) 財源の構成

運転維持管理業務の財源は次のとおりである。

『事業費＝自己資金』